



介護保険課認定係

平成29年3月1日

認定調査とつきクン通信（H28第11号）

（H28年度は皆さんが書いた特記から「あいまいな表現」について考えます）

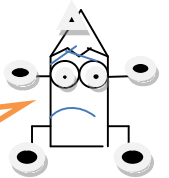
3 - 1 意思の伝達

皆さんが書いた特記

質問に返答できる時もあるそうだが、認知症があり、調査時は何を聞いても「大丈夫です。」と答えた。限定した内容の伝達である。

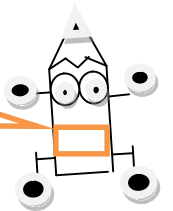
選択肢 「ほとんど伝達できない」

この特記だけで、「ほとんど伝達できない」を選択してるけど、それでいいかな。確かにテキストの P101 にもあるように限定された内容のみ意思の伝達ができる場合は「3.ほとんど伝達出来ない」を選択すると書いてあるね。でも質問に答えられる時もあるんだよね。日頃の状況はどうなのかをきちんと聞き取ったのかな。具体的な様子を聞かなくてはいいけないよ。



うーん。でもこの項目は「能力」の項目よね。調査時の様子を特記に書いて判断したんだけど・・・

確かに「意思の伝達」は能力で評価する項目だけど、他の能力を問う項目とは異なり日常の様子の聞き取りがより大事なんだよ。調査時の状況と日頃の状況の両方特記事項に記載するってテキスト P102 に書いてあるよ。よく読んでみて。



どこが《あいまい》だったのか

特記に「質問に答えられる時もある」との事から、「2.ときどき伝達できる」とも判断できる。

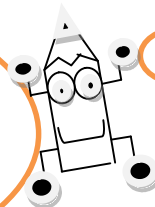
問い合わせた結果以下の特記に修正されました

『調査時は何を質問しても「大丈夫」と答えるだけだったが、日頃は家族等の問いかけに答えられる時や、話そうとしても言葉が上手く出ない時もあるので、「2.ときどき伝達できる」と判断した。

選択肢 「2ときどき伝達できる」



自分の思い込みがあったわ。これからは、テキストを確認しながら書くようにします。日頃の様子もきちんと聞き取るわ！



1年間認定調査のご協力ありがとうございました。来年度もよろしくお願ひします。

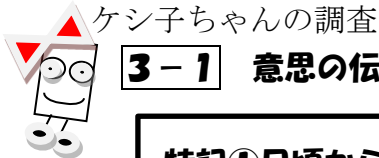


介護保険課認定係

令和元年12月2日

認定調査とつきクン通信（R1第8号）

（R1年度は、「選択肢の選択根拠」がきちんと書かれている特記について発行いたします）

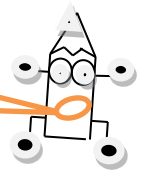


ケシ子ちゃんの調査

3-1 意思の伝達「ほとんど伝達できない」

特記①日頃から声が小さく聞き取りにくく、何を伝えたいのかわからない。

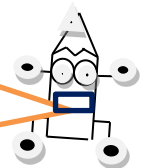
声が小さく聞き取りにくい事だけで、「ほとんど伝達できない」と判断しているのかな。そのほかに何か聞き取ってない？



でも体力や気力が低下して声が小さくなってしまい、日頃から何を伝えようとしているのかわからないそうよ。



質問や問いかけに対してはどうか聞いたかな。この特記では判断の根拠がわからないよね。



質問された事に対しては、ゆっくりだけど答えられると言っていたけど、いつも答えられるわけではないみたい。どう判断すればよかったのかな。もう一度テキストを確認して特記を書いてみます。



「ときどき伝達できる」

特記② 日頃から声が小さく聞き取りにくく、何を伝えたいのかわからないが、問いかけには、ゆっくりだが応答、意思表示ができる。しかし、内容や状況によって伝達できる時とできない時がある。

テキストP102に「本人が自発的に伝達しなくても、問いかけに対して意思を伝える事が出来る場合は、その状況を評価する。」とあるよね。その上で、「意思の伝達」が内容や状況によってできる時とできない時があるのか、それともまれに限定された内容のみできるのかによっても選択肢が違ってくるよ。判断した根拠がどこなのかを記載するのを忘れないようにね。

